

# 令和7年度 集団指導

## 計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所



大田区福祉部福祉管理課  
法人指導担当

# 令和7年度 集団指導の内容

1. 指導について
2. 実地指導における主な指摘事項について
3. 令和6年度から改定した主な事項について

# 1. 指導について

# 1. 指導について

## (1) 指導の目的

サービスの質の確保と保険給付の適正化

## (2) 指導方法

- ①集団指導 集合形式または動画配信形式により、講習等の方法により行う。
- ②実地指導 事業所で関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

# 1. 指導について

## (3) 実地指導の流れ

約1か月前

約2週間前

当日

約1か月以内

結果通知発出後約1か月以内

区から事業所へ実地指導の実施通知を送付

事業所から区へ事前提出書類を提出

事業所において実地指導

区から事業所へ実地指導の結果通知を送付

文書での改善が必要と認められた場合は、

事業所から区へ改善状況報告書を提出

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (1) 給付費の算定に関すること

#### 【指摘事項】

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）が未作成にもかかわらず、サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）が算定されていた。

#### 【運営基準ポイント】

サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）は、以下の基準のいずれかを満たさない場合には、算定できません。

- (一) 計画作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等（障害児の居宅）への訪問による面接等
- (二) 計画案の説明並びに文書による同意
- (三) 計画案及び計画の交付
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (1) 納付費の算定に関すること

計画相談支援（障害児相談支援）の基本報酬は、サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）と、継続サービス利用支援費（継続障害児支援利用援助費）の2種類です。基準を満たした場合は、それぞれに機能強化型の区分があります。

算定要件を満たしていることを確認のうえ、請求をお願いします。

※P14に掲載の厚生労働省ホームページ「障害のある人に対する相談支援について」内に、関連資料として「相談支援に関するQ & A」が掲載されておりますので、請求に当たって参考にしてください。

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (2) 指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の具体的取扱方針に関すること①

#### 【指摘事項】

- ・相談支援専門員の資格がない従業者がアセスメントを実施していた。
- ・計画作成に当たって、アセスメントが実施されていなかった。

#### 【運営基準ポイント】

**アセスメントの実施者は相談支援専門員及び要件を満たした事業所で配置された相談支援員**です。相談支援専門員及び相談支援員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に当たっては、適切な方法により、利用者（障害児）について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者（障害児）の希望する生活や利用者（障害児）が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行ってください。アセスメントに当たって、**利用者の居宅等（障害児の居宅）に訪問し、面接し実施**してください。

アセスメントが適切に実施されたことがわかるよう、記録に残してください。

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (2) 指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の具体的取扱方針に関すること②

#### 【指摘事項】

- ・相談支援専門員の資格がない従業者がモニタリングを実施していた。
- ・モニタリング期間毎にモニタリングが実施されていなかった。

#### 【運営基準ポイント】

**モニタリングの実施者は、相談支援専門員及び要件を満たした事業所で配置された相談支援員です。**相談支援専門員及び相談支援員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成後においても、利用者等との連絡を継続的に行うこととし、**モニタリング期間ごとに利用者の居宅等（障害児の居宅）を訪問し、利用者（障害児）等に面接するほか、その結果を記録してください。**

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の実施状況を把握し、必要に応じて変更等を行ってください。

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (2) 指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の具体的取扱方針に関すること②

#### ※相談支援員とは

障害のある方、障害のある子どもの相談支援に関わる職種として、令和6年度から「相談支援員」が新たに創設されました。

なお、相談支援員が計画相談支援等の一連の業務を行う場合は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）案の交付など、一部の業務については単独で行うことはできません。

詳細については、下記リンク先をご確認ください。

○厚生労働省「相談支援員について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001510898.pdf>



## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (3) 秘密保持に関すること

#### 【指摘事項】

- ・従業者及び管理者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていなかった。
- ・利用者（障害児）またはその家族の個人情報の使用同意を得ていなかった。

#### 【運営基準ポイント】

従業者及び管理者、過去に従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者（障害児）又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、**必要な措置**を講じてください。

**措置例）就業規則、雇用契約書又は誓約書において、退職後も含めた従業者の秘密保持について明記する。**

サービス担当者会議等において、利用者（障害児）及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者（障害児）及びその家族から、あらかじめ文書により**同意を得てください**。

**措置例）利用者（障害児）及びその家族の個人情報使用同意書の署名欄に「家族代表（続柄）欄」を設け、家族の代表から包括的に同意を得る。**

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (4) 掲示等に関すること

#### 【指摘事項】

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項について、掲示等していなかった。

#### 【運営基準ポイント】

重要な事項を見やすい場所に掲示するか、もしくは当該重要な事項を記載したファイル等を利用者（障害児）又はその家族が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けてください。

※見やすい場所

重要な事項を伝えるべき利用者（障害児）またはその家族等に対して、見やすい場所です。

## 【参考】

○大田区「計画相談支援・障害児相談支援に係る様式例について」

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/  
keikakusoudann\\_youshikirei.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/keikakusoudann_youshikirei.html)



○厚生労働省「障害のある人に対する相談支援について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/  
shougaishahukushi/service/soudan\\_shien.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/soudan_shien.html)



### 3. 令和6年度から改定した主な事項について

### 3. 令和6年度から改定した主な事項について

#### (1) 業務継続計画の策定等に関すること

- ①**感染症**及び**非常災害**発生時に係る業務継続計画を策定し、従業者に対し周知すること
- ②業務継続計画に係る研修及び訓練を定期的（それぞれ年1回以上）に実施すること
- ③業務継続計画を定期的に見直しすること

※研修及び訓練については、実施内容等を記録に残すなど、適切に実施されたことが明確に確認できるようにしてください。

#### 【参考】

- 〈感染症に係る業務継続計画〉  
厚生労働省「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」  
障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



### 3. 令和6年度から改定した主な事項について

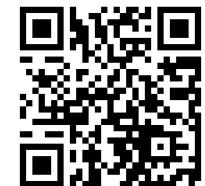
#### (1) 業務継続計画の策定等に関すること

##### 【参考】

###### ○ <災害に係る業務継続計画>

厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)



###### ○ <BCP研修>

厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html)



### 3. 令和6年度から改定した主な事項について

#### (2) 業務継続計画未策定減算

(所定単位数の100分の1に相当する単位数)

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の**業務継続計画が未策定**の場合  
は、**減算の対象**となります。

なお、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではありませんが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても**適切に実施**してください。

### 3. 令和6年度から改定した主な事項について

#### (3) 衛生管理に関すること

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する**委員会を定期的（おおむね6月に1回以上）に開催し、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること**
- ②感染症の予防及びまん延防止のための**指針を整備すること**
- ③従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための**研修及び訓練を定期的（それぞれ年1回以上）に実施すること**

※委員会、研修及び訓練については、実施内容等を記録に残すなど、適切に実施されたことが明確に確認できるようにしてください。

#### 【参考】

厚生労働省「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



### 3. 令和6年度から改定した主な事項について

#### (4) 虐待防止措置未実施減算

(所定単位数の100分の1に相当する単位数)

次に掲げる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合は、減算の対象となります。

- ①虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催し、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること
- ②虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施すること
- ③上記①、②を適切に実施するための担当者を配置すること

※委員会及び研修については、実施内容等を記録に残すなど、適切に実施されたことが明確に確認できるようにしてください。

※虐待防止のための担当者は、相談支援専門員を配置してください。

### 3. 令和6年度から改定した主な事項について

#### (5) 情報公表未報告減算

(所定単位数の100分の5に相当する単位数)

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告が  
されていない場合は、減算の対象となります。

##### 【参考】

- 厚生労働省「障害福祉サービス等情報公表制度」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html)



- 東京都障害者サービス情報>書式ライブラリー>書式ライブラリーカテゴリ>B「障害福祉サービス等情報公表制度」

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=098>



### 3. 令和6年度から改定した主な事項について

\*その他令和6年度から改定した事項については、下記リンク先等からご確認ください。

○厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)



**【参考】 根拠法令等及び大田区ホームページ**

# 根拠法令等①

## 〈法令等〉

- ・障害者総合支援法、障害者総合支援法施行規則

※障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- ・児童福祉法、児童福祉法施行規則

## 〈運営基準〉

- ・平成24年3月13日 厚生労働省令第28号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」

- ・平成24年3月13日 厚生労働省令第29号

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」

## 〈解釈通知〉

- ・平成24年3月30日 障発0330第22号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」

- ・平成24年3月30日 障発0330第23号

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」

## 根拠法令等②

### 〈報酬告示〉

- ・**平成24年3月14日厚生労働省告示第125号**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」

- ・**平成24年3月14日厚生労働省告示第126号**

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」

### 〈留意事項通知〉

- ・**平成18年10月31日障発第1031001号**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

- ・**平成24年3月30日障発第0330第16号**

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

## 大田区ホームページ

○大田区「相談支援事業者（指定特定・障害児）指定手続のご案内等」

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/soudansienjigyousyasitei.html>



○大田区「指導監査（検査）結果報告書」

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/sidoukennsakekkahoukokusyo.html>



○大田区「障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果」

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyousya\\_keensa.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyousya_keensa.html)



# 確認報告書兼アンケートの提出について

## 【eラーニングで視聴した場合】

e ラーニング上の回答フォームにより、提出してください。

## 【YouTubeで視聴した場合】

区ホームページからLoGoフォームにより、提出してください。

## 【提出期限】

令和8年1月31日

大田区福祉部福祉管理課法人指導担当

E-mail [hojin-shido@city.ota.tokyo.jp](mailto:hojin-shido@city.ota.tokyo.jp)

電話 03-5744-1215 FAX 03-5744-1520